

## 箱根町告示第 53 号

地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 5・6 年度において箱根町が発注する工事、製造の請負、業務の委託、物件の買入れ等の競争入札に参加する者の必要な資格を定めたので、地方自治法施行令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 10 月 3 日

箱根町長 勝 俣 浩 行

### 1 競争入札に参加することができる者の資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者
- (2) 同種の営業を認定日まで継続して 1 年以上営んでいる者
- (3) 営業に関し許可、認可等を受けることとされている場合に当該許可、認可等を受けている者
- (4) 町税等を滞納していない者

### 2 申請書提出要項

- (1) 受付期間  
令和 4 年 10 月 3 日（月）から令和 4 年 11 月 30 日（水）まで  
ただし、提出書類については、12 月 1 日（木）の消印有効とする。
- (2) 提出書類  
ア 共通事項：送付先別提出書類一覧表、誓約書、貸借対照表他  
イ 固有事項：送付先別提出書類一覧表、町税納税証明書及び委任状他
- (3) 提出先  
ア 共通事項：神奈川県指定する場所  
イ 固有事項：箱根町総務部財務課
- (4) 提出方法  
郵送（簡易書留）  
※固有事項に関する書類は、箱根町総務部財務課に持参可

### 3 資格有効期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで